

雫石町監査委員告示第 12 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

雫石町監査委員	小 田 純 治
同	階 研 太

# 令和5年度定期監査（期中監査）報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

地方自治法第199条第4項の規定により、令和5年度における令和5年9月30日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況について監査することとし、次の所管課を対象に行った。

- (1) 町民課
  - (2) 総合福祉課
  - (3) 健康子育て課
  - (4) 子ども子育て支援室
  - (5) 雫石診療所
  - (6) 学校教育課
  - (7) 生涯文化スポーツ課
- 計7課

### 2 監査実施日

事前監査 令和5年10月27日（金）～令和5年11月6日（月）（実日数3日）  
本監査 令和5年11月22日（水）～令和5年11月29日（水）（実日数3日）

### 3 監査場所 役場庁舎3階 図書監査室

### 4 監査の着眼点

主な着眼点は次のとおりとし監査を実施した。

- ・予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。
- ・業務等の執行が適正かつ効率的に行われているか。
- ・支出事務について、違法、不正又は不経済な支出はないか。
- ・契約事務は適正かつ公正に行われているか。
- ・公有財産や物品管理が適正かつ効率的に行われているか。

### 5 実施した監査手順

#### (1) 事前監査

本監査対象課から提出された調書を監査委員が事前に書類監査を行い、必要に応じて担当者からの聞き取りや資料の追加提出を求めた。

#### (2) 本監査

事前監査で抽出した確認事項について、担当課長及び課長補佐、係長等の出席を求め、対面による監査を行った。

## 第2 監査の結果

監査の結果、本監査対象課における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の状況は、関係法令及び条例・規則等に基づきおおむね適正に行われているものと認めた。

しかしながら、一部の事務処理について、改善及び検討の必要があると思われる事項が見受けられたので、再度関係法令等を再確認し今後適切に措置されたい。

#### ◆個別事項

##### 1 町民課

###### 【注意事項】

業務委託の見積り合せ顛末報告は、補助金交付・契約締結事務フローによれば、雫石町営工事等の契約に係る指名競争入札及び随意契約事務処理要領第14条を準用し、同要領様式第15号の2により行うものとされている。また、この様式によらない場合は、同様式において記載すべき事項が全て記載されていなければならない。

生活習慣病予防教室開催業務委託にかかる見積り合せ顛末報告は、文書管理システムにより作成されているが、前述の記載すべき事項の一部に不足があったため、今後改められたい。

###### 【意見】

生ごみ処理機等購入補助の運用状況については、昨年度は1件、本年度は未だ0件であると確認した。現在の本町財政状況や当該補助金の意義等を総合的に勘案すると、既に当該補助の役割は達成したと思われるため、今後廃止を含めた検討をされたい。

##### 2 学校教育課

###### 【注意事項】

備品購入費の執行状況について聴取したところ、今後執行する旨確認したが、当初予算に計上した備品は特段の理由がない限り、早い時期に予算執行できるよう改善されたい。

##### 3 雫石診療所

###### 【注意事項】

5種類（病棟用ベッド・ベッドサイドレール、カラー担架、スチール製車いす、ベッドサイドテーブル、センサーマット）の備品購入に際し、それぞれ個別に施行伺い、見積り合せ、契約等をしている。見積り合せは、同一日に行われ、参加業者も全て同じで同一業者が落札している。雫石町随意契約ガイドライン3.（3）では、競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、故意に分割し少額随意契約とすることは適切でないとしている。本件の場合、備品はいずれも少額であるが、合わせて発注するメリットがあると思われるため、特段の理由がない限り一括で発注すべきである。

###### 【注意事項】

上記を含めた備品購入について、仕様書に個別メーカー品の規格が記載されているが、特段の理由がない限り、同等品以上の備品も対象とし、競争性が確保されるよう努められたい。また、個別メーカーの指定をする必要があるなど特段の理由がある場合には、その旨を伺書に明確に記載すべきである。